令和８年度　新宿区立保育園・子ども園延長保育補助員甲　募集案内

この採用選考は、新宿区保育園・子ども園延長保育補助員甲の採用予定者を決定するために実施いたします。

１ 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数	備考
福祉系	保育園延長保育補助員甲	１名	

２ 身分

地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく会計年度任用職員（一般職）

３ 職務内容

保育園及び子ども園の園長の指示を受けて保育業務に従事し、保育士を補助する。

４ 任用期間及び勤務場所等

（１）任用期間

令和９年１月１日から令和９年３月３１日まで

※期間を定めた任用であり、令和９年４月１日以降の任用を保障するものではありません。

（２）勤務場所等

新宿区立弁天町保育園　保育園延長保育補助員甲　１名

住所：東京都新宿区弁天町５０

勤務時間：１３時３０分から１９時３０分まで　実働６時間、休憩時間は要相談

１３時４５分から１９時４５分まで　実働６時間、休憩時間は要相談

週休日：原則として土・日曜日

５ 受験資格

保育士資格

※ ただし、地方公務員法第16条等のいずれかに該当する方は応募できません。

（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（２）新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（３）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

（４）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

６ 選考方法、日時及び場所

日時・会場	令和８年１２月１４日（月）午後 新宿区役所 ※面接時間等の詳細は、郵送にてお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	面接後１０日以内に通知します。 ※　結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

７ 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。

申込書は、新宿区子ども家庭部保育課で配布します。また、新宿区ホームページの「保育園・子ども園等」にある「保育園・子ども園の保育補助員等（会計年度任用職員）の募集」からダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	**郵送または持参による。** **＜提出書類＞** ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書 ・ 誓約書（自筆で記入） ・ 作文（４００字詰め原稿用紙１枚程度に志望動機を自筆で記入） ・資格証のコピー ・ 返信用封筒 ※長形3号にご自分の住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの **＜郵送の場合＞** ・ A4版が入る大きさの封筒に申込書、作文、返信用封筒を入れ、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期限	**令和8年12月4日（金） 午後5時 まで（必着）** ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-8484　新宿区歌舞伎町１－４－１ 新宿区子ども家庭部保育課運営係　電話 03-5273-4525 FAX03-3209-2795

８ 勤務条件

勤務時間	勤務時間は、「４．任用期間及び勤務場所等」のとおり 週５日勤務（週３０時間勤務） ※　所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日は、「４．任用期間及び勤務場所等」のとおり 休日：国民の祝日、年末年始 ※　週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	（有給休暇） 年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等があります。 （無給休暇） 母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・月額　２４２，４７６円（地域手当相当分を含む。） ・期末・勤勉（賞与）支給（一定の勤務要件あり） ・通勤費用　上限額　月額５５，０００円の範囲内で支給 ※　採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※　昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性　あり 同一の職が翌年度も設置され、かつ能力実証の結果が良好等である場合は、特例として、公募によらず再度の任用を行うことがあります。なお、公募によらない再度の任用は、年度末年齢７０歳（技能系の職は６７歳）が、上限年齢となります。 ※　任期を定めた任用であり、再度の任用を上限年齢まで保障するものではありません。 ※　公募による再度の任用については、年齢制限はありません。 ※　廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

９　個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

１０ 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

新宿区は求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関するルールを定めています。

また、求職活動等の過程で被害を受けた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は新宿区公式 HP 職員募集ページ内の「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について」をご覧ください。

URL ： https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/jinji01_000001_00030.html

相談窓口 ： 新宿区総務部総務課

電話： 03 -5273-3505（直通）

E-mail ： somusodan@city.shinjuku.lg.jp

１１ その他

採用にあたり、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、誓約書により特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用できない場合があります。

また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取り消し事由に該当いたしますので、合わせてご了承ください。

なお、採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し、特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

【問い合わせ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係

所在地：〒160-8484　新宿区歌舞伎町１－４－１

電話：03-5273-4525（直通）（土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで）

ＦＡＸ：03-3209-2795